

介護保険法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）における要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）には有効期間があり、その具体的期間については厚生労働省令に委任されているところ。

今般、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会取りまとめ）を踏まえ、要介護認定等に係る市町村の事務負担を軽減するため、要介護認定等の有効期間を延長する。

（参考）「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会取りまとめ）

当面、要介護認定に係る市町村の事務負担が大きいとの指摘があることから、要介護、要支援をまたぐ際などの認定の有効期間の延長を求める保険者の意見などを踏まえて、事務の簡素化を速やかに実施すべきである。

2. 改正の内容

介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「令」という。）に規定する有効期間の上限の一部を以下のとおり改正する。

- ・要介護状態区分の変更の認定を行った場合：6か月→12か月（令第38条）
- ・要支援状態区分の変更の認定を行った場合：6か月→12か月（令第52条）
- ・要支援認定の更新申請に対し要介護認定を行った場合：6か月→12か月（令第38条）
- ・要介護認定の更新申請に対し要支援認定を行った場合：6か月→12か月（令第52条）

3. スケジュール

施行日：平成23年4月1日

要介護認定に係る有効期間の見直しについて

1. 基本的な考え方

○「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会取りまとめ)を踏まえ、要介護認定等に係る市町村の事務負担を軽減する。

2. 具体的内容

○介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)に規定する有効期間の上限の一部を以下のとおり改正する。

(具体的な対応案)

申請区分等		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間(改正後)	設定可能な認定有効期間の範囲(改正後)
新規申請		6ヵ月	3~6ヵ月	6ヵ月	3~6ヵ月
区分変更申請		6ヵ月	3~6ヵ月	6ヵ月 →	3~12ヵ月
更新申請	前回要支援 → 今回要支援	12ヵ月	3~12ヵ月	12ヵ月	3~12ヵ月
	前回要介護 → 今回要介護	12ヵ月	3~24ヵ月	12ヵ月	3~24ヵ月
	前回要支援 → 今回要介護	6ヵ月	3~6ヵ月	6ヵ月	3~12ヵ月
	前回要介護 → 今回要支援	6ヵ月	3~6ヵ月	6ヵ月 →	3~12ヵ月

介護保険制度の見直しに関する意見(抜粋)
平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会

当面、要介護認定に係る市町村の事務負担が大きいとの指摘があることから、要介護、要支援をまたぐ際などの認定の有効期間の延長を
求める保険者の意見などを踏まえて、事務の簡素化を速やかに実施すべきである。